

令和3年東御市議会6月定例会

招集あいさつ

(令和3年6月3日 午前9時開会)

1 はじめに

本日ここに、令和3年東御市議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

2 諸般の情勢

新型コロナウイルス感染症は、「第4波」の流行により、全国的に感染が急拡大し、医療崩壊の危機に直面する地域も出てきております。

長野県におきましても3月中旬頃から変異株による新規陽性者数が急速に増え続けており、県は5月14日、上田圏域における感染警戒レベルを「4」の「特別警報Ⅰ」に引き上げましたが、全県的に感染者数のピークアウトが見通せない中、県内で統一的に強い対策を講じ、これ以上の感染拡大を食い止めるため、5月21日、長野県全域の感染警戒レベルを「4」とし、県民の皆様はじめ、来訪者、事業者などに感染対策強化への協力を呼び掛けたところであります。

市としましても、国や県から発出される情報等を注視しながら、引き続き、新しい生活様式の実践と感染防止策の協力を呼び掛けてまいります。

本年3月末から4月にかけて市内公立保育園で発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、園児・保護者の皆様をはじめ、市民の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をお掛け致しましたことに改めてお詫び申し上げます。

今回の事態に関わる一連の対応について検証し、反省と教訓を踏まえ、改めて新型コロナウイルス感染症について学び直すとともに、市役所職員対応マニュアルに加え、公立保育園における対応マニュアルを整備いたしました。

市民の皆様の安全・安心の確保を大前提に、行政サービスの停滞を招くことのないよう、一層の緊張感をもって徹底した感染防止対策に取り組んでまいります。

内閣府が5月26日に発表した月例経済報告によりますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とし、3か月ぶりに景気判断を引き下げました。

先行きについては、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される」としております。

また、長野県内の1月から4月までの経済動向は「一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある」としており、雇用情勢においても「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、下げ止まりつつある」としております。

本市としましては、日々の経済動向や、経済財政運営の指針として政府が今月中の決定を目指す「骨太方針」等、国の動向を見極めながら、迅速かつ的確な対応に努めてまいります。

次に、本市のこれまでの動きの中の主な行事や活動について、申し上げます。

(新型コロナウイルスワクチンの接種状況)

新型コロナウイルスワクチンの接種状況につきましては、県の集団接種・施設訪問型のモデル地区として、高齢者施設の入所者等を対象に4月19日から接種を開始し、5月30日現在、入所者及び施設従事者合わせて971人が2回の接種を終了いたしました。

また、65歳以上の皆様には、4月20日に接種券を発送し、5月7日から予約を受付け、5月17日から市民病院のほか、市内10医療機関の医師及び看護師のご協力をいただき、総合福祉センター及び北御牧公民館の2ヵ所において高齢者の集団接種を開始いたしました。

接種をご希望される高齢者の皆様については、7月末を目標に完了するよう、引き続き最優先業務として全庁体制で取り組んでまいります。

なお、電話予約の受付では、当初、申し込みが集中し、電話が繋がらない等、大変なご迷惑とご苦勞をお掛け致しましたが、6月1日現在、7,448人の方にご予約をいただき、うち1,602人の方が1回目の接種を終え、6月7日からは2回目の接種も始まります。

(東御市事業継続緊急対応助成金)

新たに、新型コロナウイルス感染症により、事業経営者又は従業員が、陽性又は濃厚接触者として特定され、10日以上の上臨時休業を余儀なくされた市内の店舗に対して、1事業者あたり1回を限度に30万円の定額の助成金を交付いたします。なお、施行は6月25日からとしています。

(湯の丸屋内プールの運営及び寄附金の状況)

湯の丸屋内プールの運営につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う、緊急事態宣言の発出等により施設の休館や人の移動が制限されるなど、大幅な利用者の減少が懸念さ

れましたが、8月以降、利用者数が持ち直したことから、最終的には、合宿6,570泊、日帰り1,193人の利用者確保することができました。

この結果、プールの管理運営に係る指定管理料は、利用料収入が見込みを上回ったほか、省エネ化に配慮した施設であることから光熱費などの維持管理費も大幅に縮減できたことにより、当初の7,000万円から大幅に抑えられました。

新型コロナウイルス感染症による影響は不透明であるものの、年間を通してスポーツ誘客が着実に成果を上げている流れを確かなものとし、更なる合宿ニーズにお応えできるよう、今後も関係する皆様とともに一層の施設環境の充実と、誘客の促進に努めてまいります。

また、湯の丸高原施設整備に関連する寄附金の状況につきましては、昨年度全体で予算額1億4,300万円を大幅に上回る2億971万9,000円のご寄附を受けることができました。

個人版ふるさと寄附金は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う“巣ごもり”の需要を受け好調であったほか、企業版ふるさと寄附金は5,000万円、一般寄附金においても2,000万円を超えるご寄附をいただきました。

今後もあらゆる機会を捉え、市民の皆様をはじめ多くの方々へ情報を発信し、財源確保に邁進してまいります。

(健康づくり推進員委嘱)

市では、地域の健康づくり活動を推進するため、合併以来「保健補導員」を組織し活動いただいておりますが、その役割を分かりやすく、より身近に感じて頂けるよう、4月1日より名称を「健康づくり推進員」に変更いたしました。

引き続き「東御市健康づくり宣言」にあります「自らの健康は自らつくる」意識の高揚と、ご自身、ご家族、地域のために学び・実践することを中心に活動いただき、健康づくりの推進役を担っていただくよう期待しております。

(学校法人佐久学園との包括連携協定調印式)

4月22日、学校法人佐久学園と包括連携協定を締結いたしました。

同学園が有する情報やネットワークなどの知的・人的資源を活用しながら、健康・福祉・医療に関する各施策を更らに推進するとともに、スポーツ振興や地域振興全般、また災害等有事の際における医療・福祉的サポートの更なる充実が図れるものと期待しております。

(カクイチ建材工業㈱との災害支援協定調印式)

5月12日、カクイチ建材工業株式会社と「災害発生時等における支援協力に関する協定」を締結いたしました。

災害等の発生時において、市の要請により、同社の施設の一部を一時休憩所および電源供給所として提供していただけるもので、太陽光発電設備と蓄電池により、夜間も含め停電時の電源確保の一助になるものと期待しております。

今後とも、市民の皆様が安心・安全に暮らせる強靱なまちづくりの更なる推進に努めてまいります。

(第一生命保険㈱との包括連携協定調印式)

5月17日、地域課題の解決、市民サービスの一層の向上を目的として、第一生命保険株式会社長野支社と包括連携協定を締結いたしました。

同社が蓄積する健康増進やライフワークデザイン等に関するノウハウを活かし、新たな視点から全庁横断的に連携した事業が行えるよう、具体的な調整を始めさせていただいているところでございます。

(シティプロモーション戦略に関する取り組み)

昨年度策定いたしました「東御市シティプロモーション戦略」に基づくプロモーション事業として、5月17日に「東御市ふるさとPR大使の就任」と「東御市シティプロモーション・ロゴマーク決定」につきまして、報道発表させていただきました。

ふるさとPR大使には、滋野・大石出身で俳優の「丸山智己さん」に就任いただきました。PR大使の発信力により都市部等への訴求力を強化するとともに、機会を捉え市民との交流なども行い、新たな魅力発信に繋げてまいりたいと考えております。

また、シティプロモーション・ロゴマークは、市民の皆様の投票により決定させていただきました。特に、市の将来を担う小中学生からも多くの投票をいただいたことは、ふるさとへの愛着にも繋がり、喜ばしい結果であると感じております。

今後は、事業所や様々な団体の皆様にも幅広くご活用いただき、”オールとうみ”でのプロモーション活動の推進が図られるよう期待をしているところでございます。

(LINEの利用開始)

4月12日から、新たな情報発信のツールとして国内7,800万人が利用するコミュニケーションアプリであるLINEの利用を開始するとともに、5月7日からは新型コロナウイルスのワクチン接種の予約にも対応いたしました。

登録者数につきましては、6月1日現在、約3,800名の方に登

録をいただいております、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まった65歳以上の方につきましても約2,000名のご登録をいただき、幅広い年代への情報発信ツールとなっております。

今後もLINEの利便性を活かし、登録者を増やしながら、適切で充実した情報の発信に努めてまいります。

(千曲川ワインバレー特区連絡協議会通常総会)

5月19日、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の通常総会が開催され、ワイン用ぶどうの栽培やワイナリーの状況に関する情報の共有のほか、特区内ワインの知名度向上、販路拡大に向けて、機会を捉え、構成市町村が研究・協力しワイン振興に取り組んでいくことを決定しました。

また、新たに佐久市が千曲川ワインバレー（東地区）特区に参加することが承認されたことにより、今後は、構成9市町村が連携し、佐久エリアを含む特区拡大を図りながら、一層のワイン振興を進めてまいります。

(県安全運転管理者協会表彰受賞)

5月21日、長野県安全運転管理者協会の令和2年度定例表彰における優良事業所として当市役所が表彰を受けました。

今回が初めての受賞となりますが、これまで交通安全活動を積極的に推進し、事故防止に繋げてきたことを評価いただきました。

今後も組織をあげて、安全運転及び交通事故防止に取り組んでまいります。

3 提案議案の概要

それでは、本定例会に報告・提案いたします案件につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

(繰越明許費の報告)

最初に、報告第1号につきましては、令和2年度一般会計において、予算化されていた事業の令和3年度への繰り越しを地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

概要につきましては、既に前段の「諸般の報告」において担当部長から説明を申し上げたとおりでございます。

(補正予算の専決処分の承認)

次に、議案第52号から議案第56号までの5件につきましては、法の定めにより行った補正予算の専決処分について、それぞれ地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

はじめに、議案第52号「令和2年度一般会計補正予算（第18号）」につきましては、国・県の補助金等の確定に伴う所要の補正と、それに伴う基金繰入金の増額、また、翌年度への繰越明許費などの補正でございます。

次に、議案第53号「令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」につきましては、国民健康保険事業費納付金過年度精算金の増額補正でございます。

次に、議案第54号「令和2年度湯の丸高原屋内運動施設事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、企業版ふるさと寄附金の増額及び個人版ふるさと寄附金に係る繰入金の増額、また、それに伴う一般会計繰出金、湯の丸高原施設基金積立金の増額などの補正でございます。

以上3件につきましては、いずれも3月31日に専決処分をしたものでございます。

続いて、議案第55号「令和3年度一般会計補正予算（第2号）」につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯に対し、児童ひとりあたり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」及び新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐためのPCR検査等に要する費用について、4月1日に専決処分をしたものでございます。

続いて、議案第56号「令和3年度地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、前年度の歳入不足にかかる繰上充用に伴うものであり、5月21日に専決処分をしたものでございます。

(補正予算)

続きまして、議案第60号及び議案第61号の2件につきましては、令和3年度一般会計に係る補正予算でございます。

はじめに、議案第60号「令和3年度一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出にそれぞれ3,074万5,000円を追加し、総額を155億3,737万円とするものでございます。

国が行う、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の児童に対して、5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」に係る費用でございまして、早急にご審議、ご決定をお願いするものでございます。

次に、議案第61号「令和3年度一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出にそれぞれ6,760万1,000円を追加し、総額を156億497万1,000円とするものでございます。

その主なものとして、国の地方創生テレワーク交付金を活用して、湯の丸高原へサテライトオフィスを建設するための費用のほか、湯の丸高原荘 別棟の運営等に要する委託料、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業や産地生産基盤パワーアップ事業に係る補助金、新型コロナウイルス感染症対策として行程が変更となった修学旅行企画料に対する補助金、新型コロナウイルス感染症により臨時的に休業した事業者等に対する事業継続緊急対応助成金などについて、増額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から申し上げます。

続きまして、条例等の議案につきましてご説明申し上げます。

(条例の一部改正の専決処分の承認)

まず、議案第57号から議案第59号までの3件につきましては、関係する法令の改正に伴う既存条例の一部改正で、いずれも3月31日に専決処分を致しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

(条例の一部改正)

次に、議案第62号から議案第67号までの6件につきましては、関係する法令の改正等に伴い必要な改正を行うものなど、いずれも既存条例の一部改正でございます。

(事件案件)

次に、議案第68号「東御市湯の丸高原スポーツ交流施設 指定管理者の指定」につきましては、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それぞれ詳細につきましては、担当部長から申し上げます。

本定例会に提案いたします議案の概要は、以上のとおりでございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議をいただき、ご承認及びご決定を賜りますようお願い申し上げます。

4 むすびに

コロナ禍における市政運営にあたり、先ずは、ワクチン接種を迅速に進めることに最優先で取り組み、安心・安全な市民生活を1日も早く取り戻すことに努めるとともに、アフターコロナの時代を見据え、新たな生活様式に対応した中で、地域が元気で活気に満ちた経済活動を再構築していくことが重要であると考えております。

そして、この積み重ねが必ずや市民の幸せや東御市の明るい未来、東御市創生に繋がって行くものと確信しております。

市民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後とも格別なご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、本定例会招集のあいさつと致します。

令和3年6月3日

東御市長 花岡 利夫